

# 吹付けアスベスト 除去等対策事業

福岡市では、吹付けアスベストが施工されている民間建築物の分析調査費（上限25万円）や除去等工事費（除去費の2/3、上限300万円）を補助する制度があります。

## ①分析調査事業

吹付けアスベストの  
分析調査にかかる費用を

**全額**

（上限 **25** 万円）  
補助します

## ②除去等事業

吹付けアスベストの  
除去等にかかる費用を

**3分の2**

（上限 **300** 万円）  
補助します

## Q. 吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストは灰色の繊維状のもので、耐火・断熱や防音のために、建築物の駐車場や機械室の中の天井・壁に使用され、石綿含有吹付け材（レベル1）に区分されています。

アスベストは、髪の毛の5000分の1程度のとても細かい繊維です。

アスベスト繊維は、空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺の中に長期間残留して、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫、肺がんを引き起こす可能性があります。



吹付け石綿



石綿含有吹付けロックウール

（出典：国土交通省）

お問い合わせ先



福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課  
〒810-8620 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市役所4階

TEL：092-711-4586

FAX：092-733-5584

メール：kenchiku-chosei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



HPはこちら

## 事業の対象者

- ・建築物の所有者（分譲マンション等の場合は、管理組合などの代表者）であること
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと
- ・大規模な事業者でないこと

## 事業の対象建物

- ・福岡市内にある民間建築物

### ①分析調査事業の場合

吹付けアスベスト（レベル1）が施工されているおそれのある建築物

### ②除去等事業の場合









吹付けアスベスト（レベル1）が施工されている建築物（分析調査済みの建築物）

なお、以下の場合は**対象外**となります

- ・解体を**予定**している建築物
- ・建築基準法が適用される**増改築等を予定**している建築物
- ・分析調査・除去等工事について既に分析機関・工事施工者と**契約済み**の建築物
- ・分析調査・除去等工事を**実行中**の建築物
- ・分析調査・除去等工事が**完了した**建築物
- ・吹付け建材ではなく、**成形板等（レベル2、3）**の分析調査・除去等工事を行う建築物
- ・既に**当該補助を受けた**建築物及び**同一敷地内**の建築物（補助は敷地単位で1回のみ）

## 事業の対象建材

- ・アスベストを含む吹付け材（含有するアスベストの重量が当該建材の重量の0.1%を超えるもの）

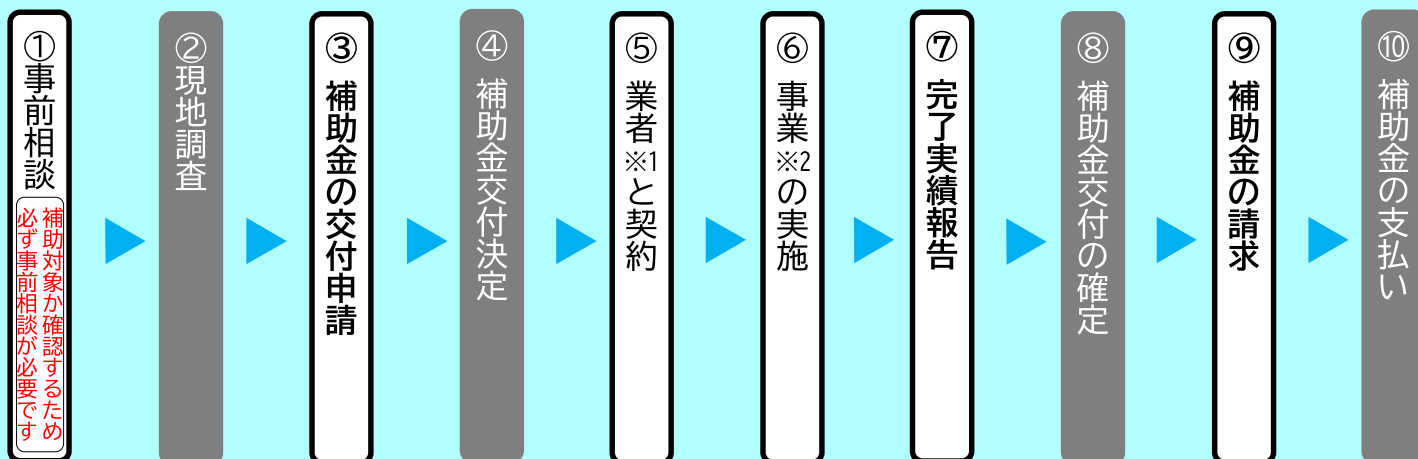
石綿含有吹付け材 （レベル1）	石綿含有保温材等 （レベル2）	石綿含有成型板等 （レベル3）	石綿含有仕上塗材 （レベル3）
 <p>吹付け石綿</p>  <p>石綿含有ロッキング</p>	 <p>屋根用折板石綿断熱材</p>  <p>石綿含有保温剤</p>	 <p>スレート波板</p>  <p>岩綿吸音板</p> <p>けい酸カルシウム板第1種</p>	 <p>リシン吹付け施工</p>  <p>ローラー施工</p>
<b>対象</b>	対象外	対象外	対象外

（出典：国土交通省）

# 事業の流れ

申請者が行うこと

市が行うこと



※1：分析調査事業の場合、分析調査業者  
除去等事業の場合、工事業者

※2：分析調査事業の場合、分析調査  
除去等事業の場合、除去等工事

## 申請に必要な書類

### 【③補助金の交付申請】に必要な書類

必要な書類	分析調査事業	除去等事業
補助金交付申請書	○	○
確認済証等の写し又は建築確認等台帳記載事項証明書	○	○
登記事項証明書（建築物）	○	○
写真（建築物の全景、対象部位・状況等）	○	○
図面（位置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等）	○	○
見積書	○	○
仕様書	○	○
建築物石綿含有建材調査者講習修了証明証の写し	○	○
分析調査結果報告書	×	○

### 【⑦完了実績報告】に必要な書類

必要な書類	分析調査事業	除去等事業
完了実績報告書【様式第9号】	○	○
分析調査報告書	○	○
契約書の写し	○	○
請求書の写し	○	○
除却等事業に関する関係法令の届出書等の写し	×	○
施工写真	×	○

### 【⑨補助金の請求】に必要な書類

必要な書類	分析調査事業	除去等事業
完了実績報告書	○	○
分析調査報告書	○	○
契約書の写し	○	○
請求書の写し	○	○

## よくあるお問い合わせ

### Q. アスベストとは？

「アスベスト」（石綿（せきめん、いしわた）とも言います。）は、天然に存在する繊維状の鉱物です。耐久性や耐熱性に優れているため、全面禁止される以前は、建材のほか、自動車のブレーキ、ビニル床タイルなど、身の回りのさまざまなものに使われてきました。このうち、アスベスト繊維をセメントや水と混合し吹付けたものが「吹付けアスベスト」で、アスベスト繊維が飛散する恐れがあるため、対策が必要です。

### Q. 吹付けアスベストはいつ頃まで使われていたのですか？

昭和50年以降段階的に規制され、平成18年に全面的に使用が禁止されました。それより前に建てられた建物は、特に古い建物ほど、吹付けアスベストが使われている可能性があります。

### Q. 吹付けアスベストはどこに使われている可能性がありますか？

木造の戸建て住宅に吹付けアスベストが使われていることは、通常ありません。一方、マンションなどの共同住宅では、駐車場や機械室の中などに使われている可能性があります。事務所ビル、店舗、倉庫、工場の場合、比較的規模の大きい鉄骨造の建物に、耐火性能を高めるために使われているほか、それ以外の構造の建物でも使われている可能性があります。

### Q. 解体工事の場合、補助を受けられますか？

補助を受けることは出来ません。  
解体工事に伴う、分析調査や除去等工事については、補助の対象外です。

### Q. 外壁の塗装にアスベストがあると言われましたが、補助は受けられますか？

補助を受けることは出来ません。  
石綿含有仕上塗材については、レベル3であり、「吹付けアスベスト」ではないため、補助の対象外です。

### Q. 壁や天井の板材にアスベストが含有していると言われましたが、補助を受けられますか？

補助を受けることは出来ません。  
石綿含有成型版等については、レベル3であり、「吹付けアスベスト」ではないため、補助の対象外です。

## その他のお問い合わせ先

内 容	問い合わせ先	電話番号
アスベストに関する環境問題について	環境局環境保全課	092-733-5386
アスベスト廃棄物の処理について	環境局産業廃棄物指導課	092-711-4303
アスベストを含む家庭用品の処理について	環境局ごみ減量推進課	092-711-4039
健康その他アスベストに関する相談について	各区の衛生課・健康課	-
住宅のアスベスト一般相談について	住宅都市みどり局住宅相談コーナー	092-711-4808
建築リサイクル届について	住宅都市みどり局建築物安全推進課	092-711-4574
労災に関する相談について（国の機関）	福岡中央労働基準監督署	092-761-5604
	福岡東労働基準監督署	092-687-5346